



## 第7回労災裁判が行われました！

12月2日(金)、第7回労災裁判が行われました。今回も聴覚障害者6名を含む37名の方々が東京地方裁判所に駆けつけました。

### § § 裁判内容 § §

今回は、被告である国から、医師による意見書が提出されました。この意見書に対して原告側として医学的立証をすること、主治医の都合もあるので2月下旬までかかる見込みであるということを出し、次回の日程を3月2日とすることを決めて終了となりました。



### § § 報告会 § §

裁判終了後、弁護士会館の10階に移動し、報告会が行われました。支援する会の河合会長のあいさつの後、引き続き、田門弁護士、斎藤ケースワーカーから、国側の医師の意見内容について説明がありました。意見書では、「内山さんが頸肩腕障害であるかどうか疑わしい、手話通訳時間が1日2時間では頸肩腕障害がおこることはない、また、診断方法として十分ではない」と主張されています。田門弁護士からは「今後、国からのこの意見書に反論をしていくことになるが、主治医である渡辺先生は東日本の頸肩腕障害の権威であり、国側の医師の意見書に対する十分な反論ができると考える。3か月かけて十分な反論書を作成していきたい」と説明がありました。

また、斎藤ケースワーカーから、「国側の医師は頸肩腕障害ではなく頸椎の病気ではないかと主張している。そして、労災保険の対象となる通訳時間のみを見て従事時間が短いから頸肩腕障害には罹らないといっているが、内山さんはほかにコーディネートの仕事や時間外に登録として手話通訳に従事しており、国(手話協力員)の仕事では人権にかかわる責任の重い仕事を行っていた。国側の医師はこのあたりの事情を知らされずにカルテを書いているため誤った診断をしている。主治医の渡辺医師は東日本の頸肩腕障害の権威であり、VDTなどの頸肩腕障害についても専門的に携わっている。国側の医師の判断の誤りを正しく指摘することができる」と説明がありました。



内山さんは「高齢の聴覚障害者もこの裁判に関心を寄せている。手話通訳などなかった時代に苦勞された方々だけに、通訳者を大切に思っているのだと思う力を合わせていきたい」と述べました。また、今回も、神奈川県や山梨県からの傍聴があり、熱心な

質問や心強い励ましをいただき、報告会を終了しました。

まだまだ先は長いですが、これからも力強いご支援をお願いいたします。

現在の募金額

**1,085,493円**

(12/2現在)

**次回は3月2日(火)**

**午後4時30分～**

**(集合は午後4時15分)**

**集合場所：**

**東京地方裁判所12階**

**労働部第1審問室」前の廊下**

**遅れての入室は出来ません。**

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T/F 048-653-7324